

告 示

埼玉県告示第百二十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年二月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川下流河川事務所

二 作業種類

公共測量（数値図化）

三 作業地域

荒川下流河川事務所管内

荒川（埼玉県川口市、戸田市）

四 作業期間

令和三年一月十九日から令和三年六月三十日まで